

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培農産物

節 減 対 象 農 業	:	当地比5割減
化 学 肥 料 (窒 素 成 分)	:	当地比5割減
栽 培 責 任 者	:	J A 京都にのくに特別栽培米生産部会協議会
住 所	:	京都府綾部市宮代町前田20 (協議会事務局)
連 絡 先	:	0773-42-1814 (協議会事務局)
確 認 責 任 者	:	京都丹の国農業協同組合 営農経済部
住 所	:	京都府綾部市宮代町前田20
連 絡 先	:	0773-42-1814

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用 途	回数・量
シアントラニリプロール	殺 虫	1 回
トルプロカルブ	殺 菌	1 回
シメコナゾール	殺 菌	1 回
ピラクロニル	除 草	1 回
ピリミノバックメチル	除 草	1 回
フェンキノトリオン	除 草	1 回
シハロホップブチル	除 草	1 回
ベンタゾン	除 草	1 回
ジノテフラン	殺 虫	1 回